

平成 29 年 12 月 1 日  
消 防 庁

## 地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果

消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、この度、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、業務継続計画の策定が進んでいない団体について、必要な取組を進めるよう、別添のとおり通知を発出いたします。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

## 1 「業務継続計画策定状況」について

## (1) 調査対象

都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

## (2) 調査基準日

平成 29 年 6 月 1 日

## (3) 調査内容

災害を対象とした業務継続計画の策定状況※

## (4) 調査結果の概要

策定状況は以下のとおり（平成 28 年 4 月比）

○ 都道府県 100%（± 0 ポイント） [ 47 団体（± 0 団体）]

○ 市町村 64.2%（+22.3 ポイント） [1,117 団体（+387 団体）]

※29 年度内の策定予定を含めると 80.8%（1,407 団体（+677 団体））

## ※業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

必ずしも独立した計画書とする必要はなく、本調査において、業務継続計画を策定済みとは、業務継続に関する重要 6 要素のうち何らかの規定が文書体系に定められていることを言う

本調査結果の詳細（[市町村別の状況](#)）については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

## 2 都道府県別策定状況

都道府県	市町村数	平成29年度内策定団体(策定済含む)				都道府県	市町村数	平成29年度内策定団体(策定済含む)			
		策定済		策定数	策定率			策定済		策定数	策定率
		策定数	策定率					策定数	策定率		
北海道	179	176	98.3%	179	100.0%	滋賀県	19	10	52.6%	13	68.4%
青森県	40	9	22.5%	17	42.5%	京都府	26	14	53.8%	22	84.6%
岩手県	33	16	48.5%	23	69.7%	大阪府	43	26	60.5%	43	100.0%
宮城県	35	26	74.3%	27	77.1%	兵庫県	41	41	100.0%	41	100.0%
秋田県	25	15	60.0%	22	88.0%	奈良県	39	12	30.8%	24	61.5%
山形県	35	21	60.0%	27	77.1%	和歌山県	30	30	100.0%	30	100.0%
福島県	59	13	22.0%	25	42.4%	鳥取県	19	19	100.0%	19	100.0%
茨城県	44	25	56.8%	28	63.6%	島根県	19	18	94.7%	19	100.0%
栃木県	25	13	52.0%	20	80.0%	岡山県	27	7	25.9%	20	74.1%
群馬県	35	25	71.4%	29	82.9%	広島県	23	10	43.5%	22	95.7%
埼玉県	63	59	93.7%	63	100.0%	山口県	19	18	94.7%	19	100.0%
千葉県	54	28	51.9%	43	79.6%	徳島県	24	22	91.7%	24	100.0%
東京都	62	51	82.3%	52	83.9%	香川県	17	17	100.0%	17	100.0%
神奈川県	33	24	72.7%	30	90.9%	愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%
新潟県	30	14	46.7%	17	56.7%	高知県	34	23	67.6%	31	91.2%
富山県	15	7	46.7%	10	66.7%	福岡県	60	28	46.7%	41	68.3%
石川県	19	14	73.7%	17	89.5%	佐賀県	20	4	20.0%	10	50.0%
福井県	17	8	47.1%	16	94.1%	長崎県	21	9	42.9%	16	76.2%
山梨県	27	19	70.4%	24	88.9%	熊本県	45	45	100.0%	45	100.0%
長野県	77	18	23.4%	38	49.4%	大分県	18	7	38.9%	14	77.8%
岐阜県	42	34	81.0%	40	95.2%	宮崎県	26	17	65.4%	21	80.8%
静岡県	35	30	85.7%	35	100.0%	鹿児島県	43	9	20.9%	24	55.8%
愛知県	54	35	64.8%	49	90.7%	沖縄県	41	10	24.4%	17	41.5%
三重県	29	21	72.4%	24	82.8%	合計	1,741	1,117	64.2%	1,407	80.8%

## 3 消防庁の対応

- (1) 本日、地方公共団体に対し、業務継続計画未策定の団体は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を参考に早期に業務継続計画を策定し、業務継続計画策定済の団体は、実効性を高め、内容の充実を図るよう、通知を发出。
  - (2) 市町村の担当職員を対象とした研修会を内閣府との共催により開催
    - 【平成27年度】6県（茨城県、栃木県、群馬県、長野県、和歌山県、佐賀県）
    - 【平成28年度】5県（山形県、千葉県、岐阜県、奈良県、宮崎県）
    - 【平成29年度】10都府県（福島県※、東京都※、富山県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府※、福岡県、大分県、鹿児島県）
- ※福島県、東京都、大阪府については全国から参加可能な形で開催



(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課  
 陰山震災対策専門官、木村係長、渡部事務官  
 電話：03-5253-7525  
 FAX：03-5253-7535

# 業務継続計画策定状況

## 業務継続性の確保の必要性<防災基本計画（抄）>

地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

**業務継続計画**：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

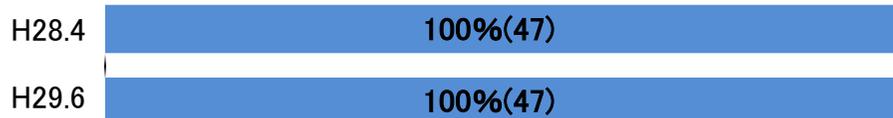


## 市町村の策定を支援

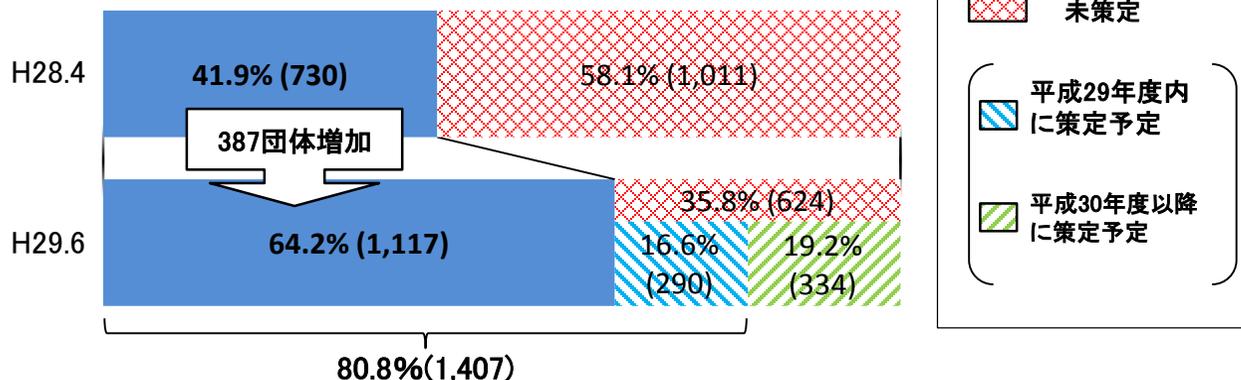
小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災担当）を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

## 業務継続計画策定状況の推移

### ① 都道府県 (N=47)



### ② 市町村 (N=1,741)



- 都道府県では、**H28.4時点で全ての団体で策定が完了済み**。
- 市町村では、策定済団体が前回調査(平成28年4月時点)から、**387団体増加**。
- 未策定の市町村においても、平成29年度内に**290団体で策定を予定**。策定団体は8割に達する見込み。

## 地方公共団体に対し、以下を周知

業務継続計画を策定していない市町村は、市町村のための業務継続計画作成ガイドを参考に、早期に業務継続計画を策定すること。

業務継続計画を策定している団体は、職員の教育や訓練等により実効性を高めるとともに、内容の充実を図ること。

消 防 災 第 158 号  
平成 29 年 12 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 地方公共団体における業務継続計画の策定について

地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果について、別添のとおりまとめ、本日、報道発表を行いました。

地方公共団体は、災害対応の主体として重要な役割を担うことから、庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画を定めておくことが重要です。

都道府県については昨年度末までに全ての団体で計画が策定されており、市町村についても、今年度末までに策定団体が8割に達する見込みです。

一方で、未だ業務継続計画を策定できていない団体が残されていること、策定済み団体においても、昨年4月の熊本地震で課題とされた受援に関する規定を備えている団体は4割程度であるなど、一層の内容充実の余地があることから、各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いします。

なお、今年度、消防庁では、市町村における業務継続計画の策定を推進するため、「市町村における業務継続計画策定研修会」を開催しておりますので、改めて貴管内市町村に周知いただくとともに、貴都道府県からも積極的にご参加ください。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

- 1 業務継続計画を策定していない市町村においては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））を参考にして、早期に業務継続計画を策定すること。
- 2 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な6要素について定めていない項目がある場合は、受援に関する規定と併せて、その追加を検討すること。
- 3 既に業務継続計画を策定している団体においては、職員に対する教育、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認するとともに、引き続き業務継続計画の内容の充実を図ること。

#### 【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課  
陰山震災対策専門官、木村係長、渡部事務官  
電話：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535